

広域行政組合への持込ごみの処理手数料改定について（お知らせ）

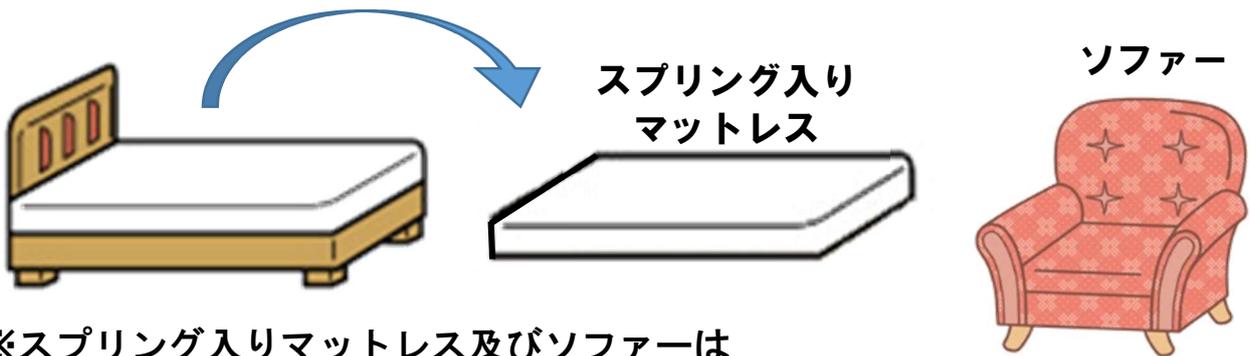
# 令和8年4月1日から

## 酒田地区広域行政組合のごみ処理施設及びリサイクルセンターのごみ処理手数料が変わります。

物価の高騰、ごみ処理費用の増加により処理原価を適切に反映し、手数料を見直すことで受益者負担の適正化を図るためごみ処理手数料を改定いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

ごみ処理手数料（税込）は以下のとおりです。

処理手数料	令和8年3月31日まで	令和8年4月1日から
<b>持込ごみ全般</b> もやすごみ・粗大・埋立・資源物 ※一部除外有ります	150 円/10kg	180 円/10kg
スプリング入り マットレス・ソファー	150 円/10kg	180 円/10kg + 一点につき別途料金 2,000 円



※スプリング入りマットレス及びソファーは

180 円/10kg のほかに一点につき **2,000 円加算** されます。

但し、スプリング入りマットレス及びソファーの「布、スポンジなど」と「スプリング」を完全に分けて搬入された場合は、通常の粗大ごみとして扱います。（別途 2,000 円の加算はしません）

※スプリング入りソファーについて、

2人掛け、3人掛けなどのセットになっているものを1度に持ち込まれた場合は「1点」として対応いたします。複数回に分けて搬入する場合は、その都度料金を加算することになります。